

J-クレジット制度の概要と最新動向

令和5年2月6日

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部

J-クレジット制度の概要と最新動向

- ① 制度概要
- ② J-クレジットの創出
- ③ J-クレジットの売買・活用（使用）
- ④ 新方法論
- ⑤ 当局の取組

GXリーグ

参考情報

J-クレジット制度の概要

- **省エネ・再エネ設備の導入**や**森林管理等**による**温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度**。経済産業省・環境省・農林水産省が運営。中小企業等の省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、クレジットの活用により国内の資金循環を生み出すことで、**経済と環境の好循環を促進する**。



J-クレジット制度の概要と最新動向

- ① 制度概要
- ② **J-クレジットの創出**
- ③ J-クレジットの売買・活用（使用）
- ④ 新方法論
- ⑤ 当局の取組

GXリーグ

参考情報

J-クレジットを創るには

- 様々な排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者になることができる。
- 規定されている方法論（削減方法）であれば、J-クレジットの創出が可能。

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティなど参加事業者には制限はありません。

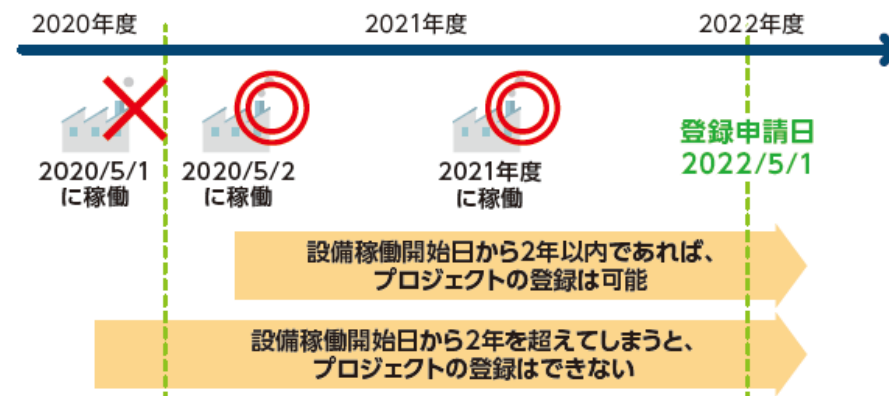
設備導入（新規／更新）のために国または地方自治体から補助金を受けていてもOK

設備導入の際に、他の補助金を受けていても対象となります。ただし、補助金によっては、交付要綱・実施要領等でプロジェクト登録・J-クレジット認証や移転に制限がある場合があります。J-クレジット制度への参加が可能か、交付要綱・実施要領等をご確認ください。

温室効果ガス排出削減を既に実施済みでもOK

申請日からさかのぼって、2年前以降に実施されたものが対象です。

例：登録申請日が2022年5月1日の場合



仮に登録申請日が2022年5月1日の場合、2020年5月2日以降に稼働した設備が対象となります。稼働開始時期は、「工事完了報告書」や「契約書」等の証跡を持って確認します。

方法論一覽

- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定したもので、現在、68の方法論を承認（2023年2月時点）。

●方法論一覽（一部抜粋）計68（承認済み方法論の内訳：省エネルギー等 42、再生可能エネルギー 11、工業プロセス 5、農業 4、廃棄物 3、森林 3）

省エネルギー等 計42

- ・ボイラーの導入
- ・ヒートポンプの導入
- ・空調設備の導入
- ・ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
- ・照明設備の導入
- ・コージェネレーションの導入
- ・変圧器の更新
- ・外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切り替え
- ・未利用廃熱の発電利用
- ・未利用廃熱の熱源利用 など

再生可能エネルギー 計11

- ・バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
- ・太陽光発電設備の導入
- ・再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入 など

工業プロセス 計5

- ・マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
- ・麻酔用N₂Oガス回収・分解システムの導入 など

農業 計4

- ・バイオ炭の農地施用
- ・家畜排せつ物管理方法の変更 など

廃棄物 計3

- ・微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減 など

森林 計3

- ・森林経営活動
- ・植林活動
- ・再造林活動

※省エネルギーの数については、ホームページの表では統合された方法論も記載されているので除いた数字になります。

プロジェクトの形態について

- プロジェクトの登録形態は「**通常型**」と「**プログラム型**」の2種類がある。通常型は事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして、プログラム型は個人や中小企業等の小規模な削減活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録できる。

プログラム型プロジェクトの例



【プログラム型のメリット】

- ① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能
- ② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能
- ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能

【想定されるプロジェクト登録者】

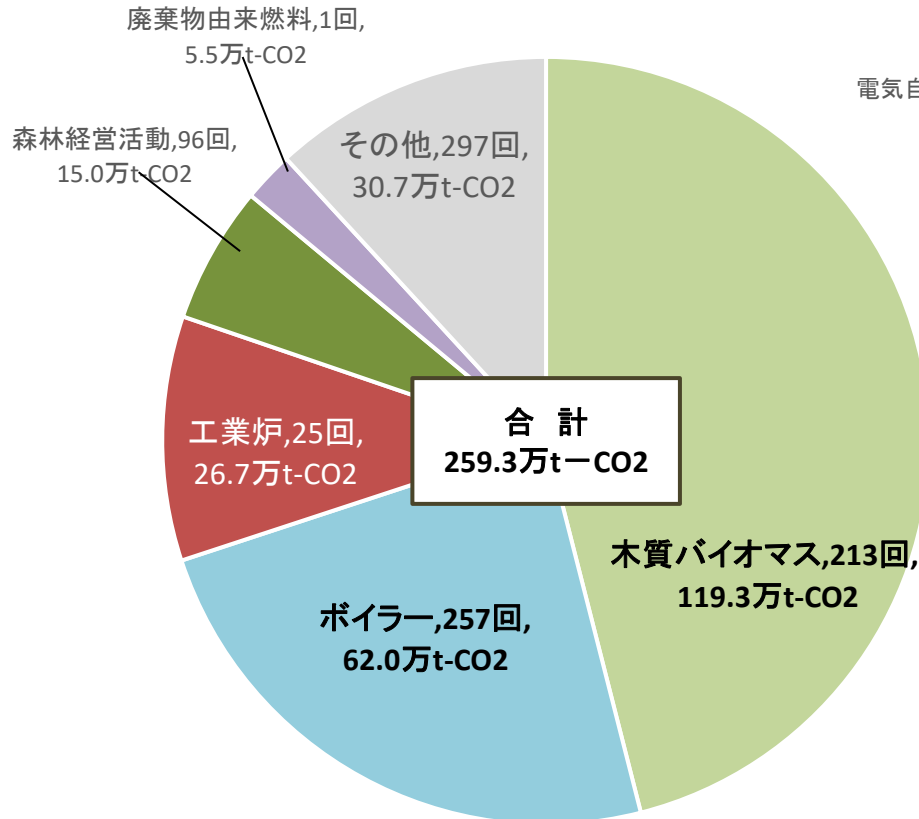
- ① 燃料供給会社
- ② 商店街組合/農協
- ③ 設備販売/施工会社
- ④ 補助金交付主体(自治体等)

【参考】 認証量・認証クレジットの方法論別内訳（移行含む）

- クレジット認証は太陽光発電、木質バイオマス、コージェネレーション、ボイラーを中心に行われている。

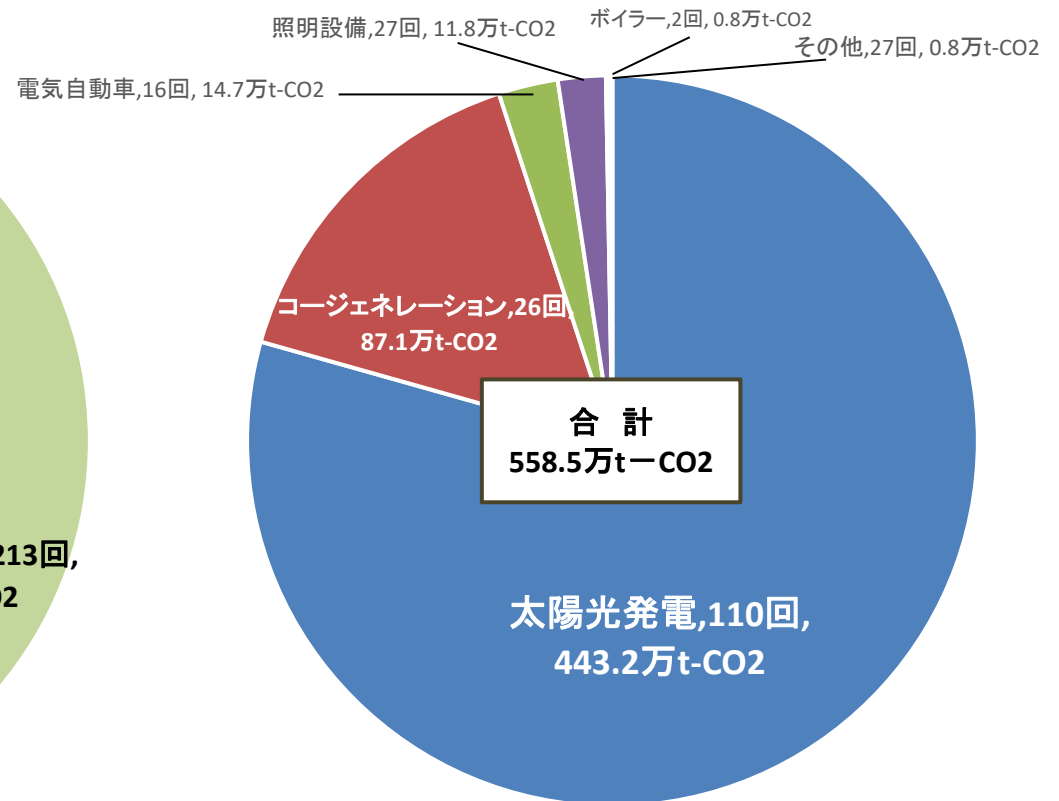
適用方法論分類

通常型



適用方法論分類

プログラム型



J-クレジット創出の流れ

- J-クレジットを創るには、プロジェクト計画書を作成し、登録（審査）を受ける必要がある。
- プロジェクト登録後、削減活動のモニタリング報告書を作成し、認証（検証）を受け、J-クレジットが創出される。

STEP 1 プロジェクトの登録



STEP 2 モニタリングの実施

プロジェクト計画にもとづき、実際の温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するためのモニタリング(削減量等の計測)をおこないます。



【参考】国・事務局による手続支援について

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、手続支援を利用可能
- 支援内容は毎年度見直しあり

プロジェクト計画書作成に関する支援

支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業基本法の対象事業者 ● 自治体 ● 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 1事業者当たり1方法論につき1回限り ● 方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること

審査費用に関する支援

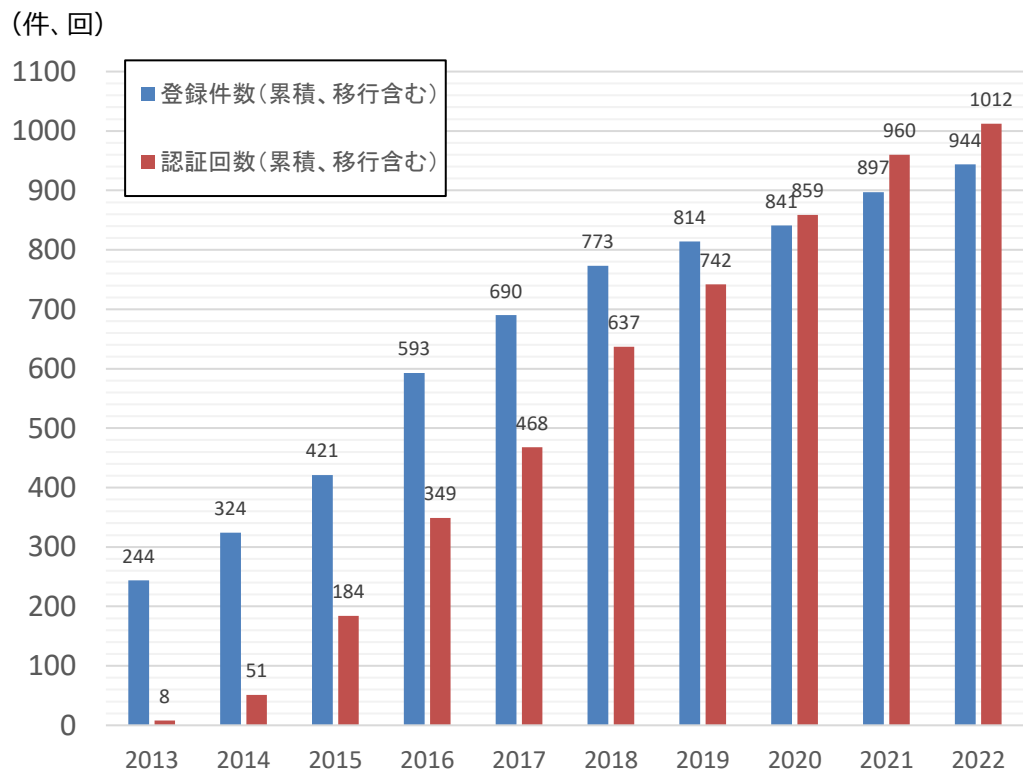
	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査（妥当性確認）に係る費用を80%支援 ● プロジェクト実施者負担額が20万円を超える場合は、20万円を超える分も支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査（検証）に係る費用を100%支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業基本法の対象事業者 ● 自治体 ● 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） 	
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常型：1事業者当たり同一年度内に2回まで ● プログラム型：1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常型：1事業当たり2年度内に1回まで ● プログラム型：1事業当たり同一年度内に1回まで
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ● CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。

※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合があります

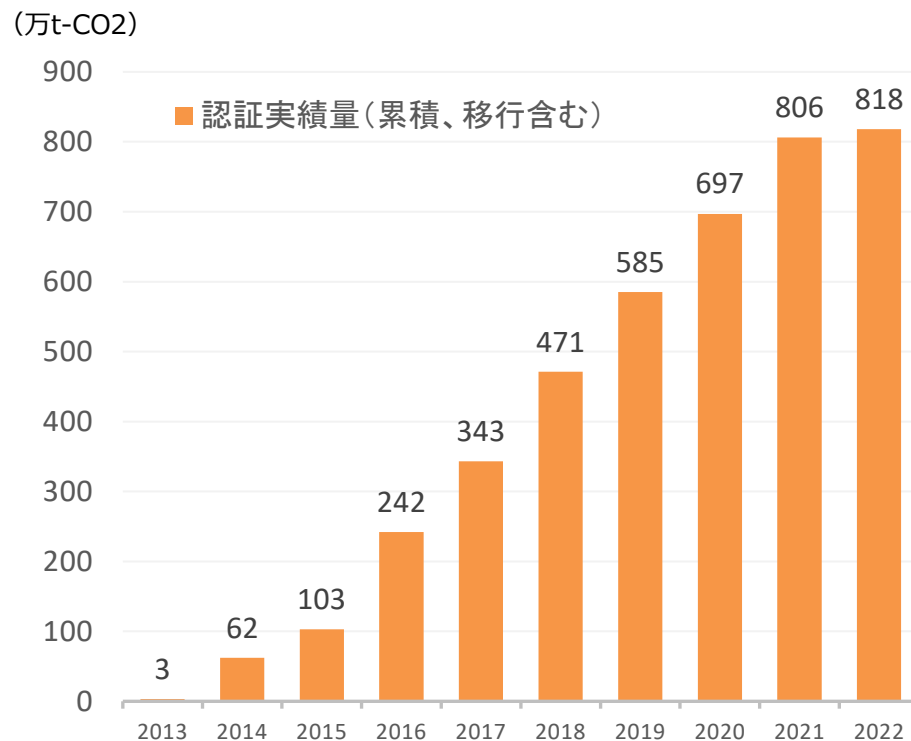
【参考】 J-クレジット制度 登録・認証の状況

- プロジェクト登録件数 累計944件
- クレジット認証回数 累計1012回 認証量 累積約818万t-CO2

プロジェクト登録件数・クレジット認証回数の推移（累積）



クレジット認証実績量の推移（累積）



※各グラフの値は旧制度からの移行分を含む。

2023年1月13日時点の実績

J-クレジット制度の概要と最新動向

- ① 制度概要
- ② J-クレジットの創出
- ③ **J-クレジットの売買・活用（使用）**
- ④ 新方法論
- ⑤ 当局の取組

GXリーグ

参考情報

クレジットの売買について

- クレジット売却方法は、「①相対取引」と「②入札販売」の2つがある。
 - **相対取引**：制度HPに売り出しクレジットを掲載、または仲介事業者を利用
↓（掲載後6カ月以上経過しても取引が成立しない場合）
 - **入札販売**：政府保有クレジットと合わせて、入札を実施

相対取引

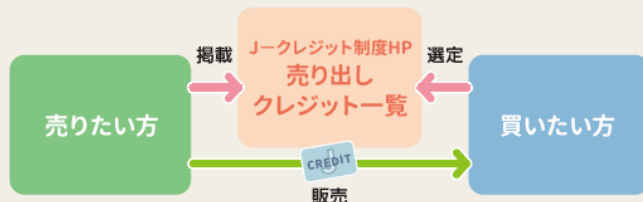
「J-クレジット」の取引は、仲介事業者を通じての売買、J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」ページからの売買を利用できます。

■ 仲介事業者を利用する場合



仲介事業者（J-クレジット・プロバイダー等）を介した相対取引（売買仲介）でJ-クレジットの売買価格と売買量を決めます。

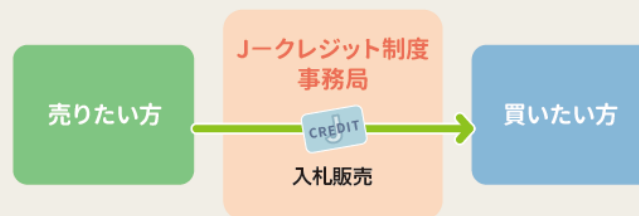
■ J-クレジット制度HPを利用する場合



売りたい方と買いたい方との相対取引でJ-クレジットの売買価格と売買量を決めます。

入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、取引が6カ月以上成立していない場合は、J-クレジット制度事務局が実施する入札販売への参加が可能となります。



- J-クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- 販売クレジットは、政府保有J-クレジット分を含めて実施します。



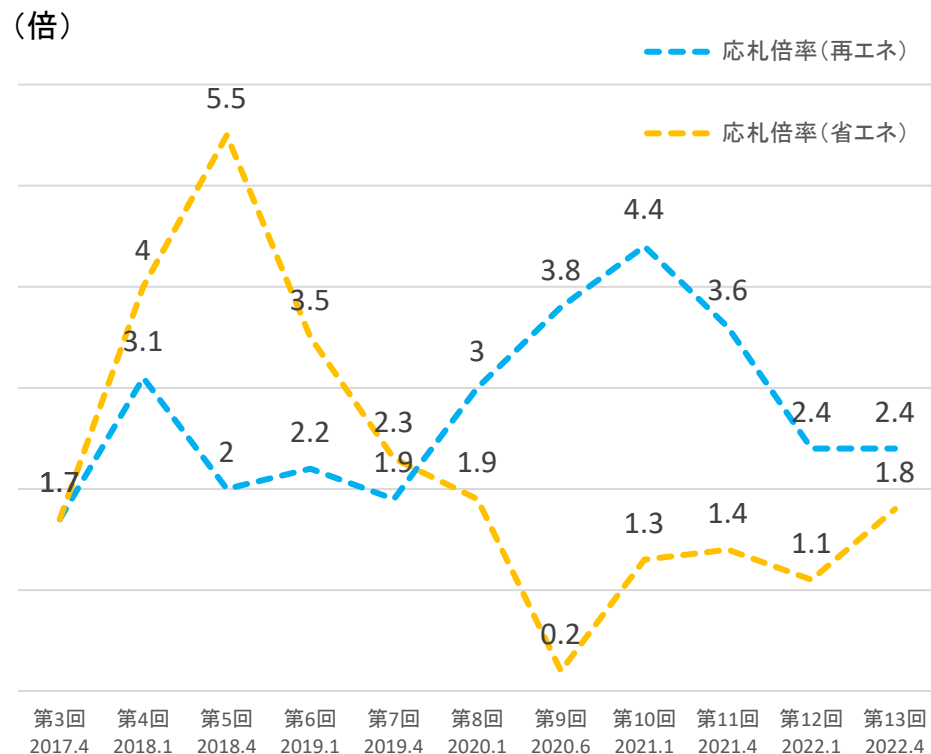
入札の詳細について、詳しくはこちら ⇒
<https://japancredit.go.jp/tender/>



【参考】入札販売の動向

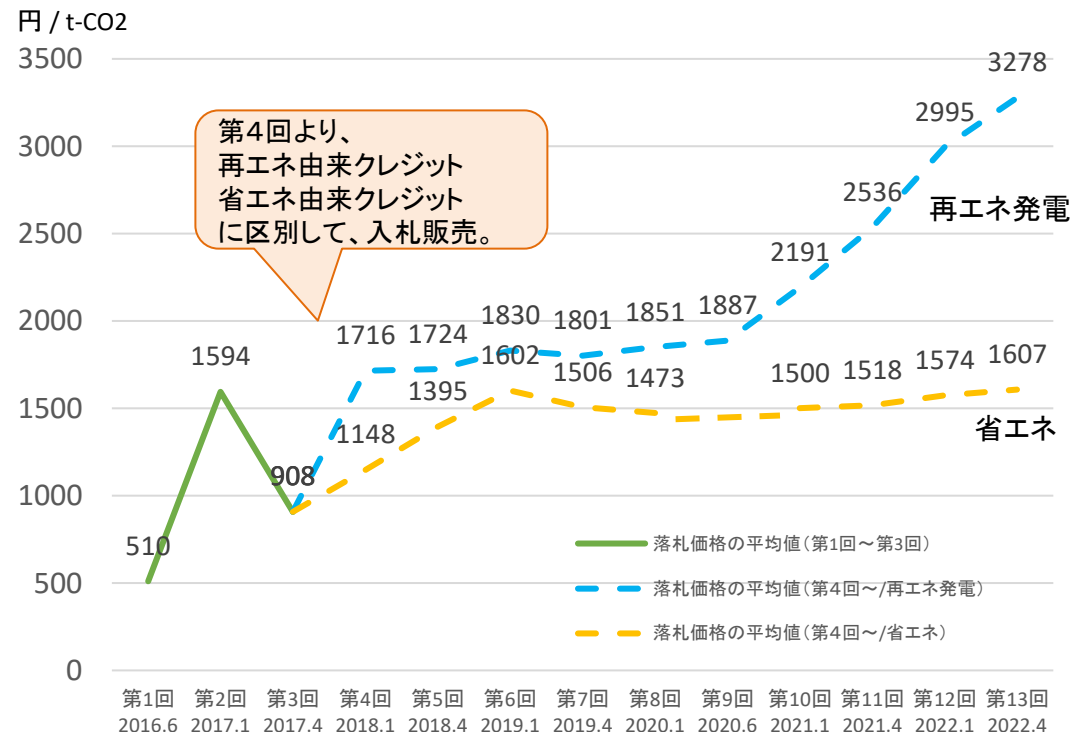
- 2021年1月実施の第12回J-クレジット入札販売では、35万t-CO₂の販売量に対し、約70万t-CO₂の入札。第3回から落札加重平均販売価格は上昇傾向。
- J-クレジット入札販売の推移から、クレジットの需要が高まっていることが分かる。

販売量及び超過入札量の推移 (応札倍率)



※第1回、第2回の入札量は非公表

平均落札価格の推移

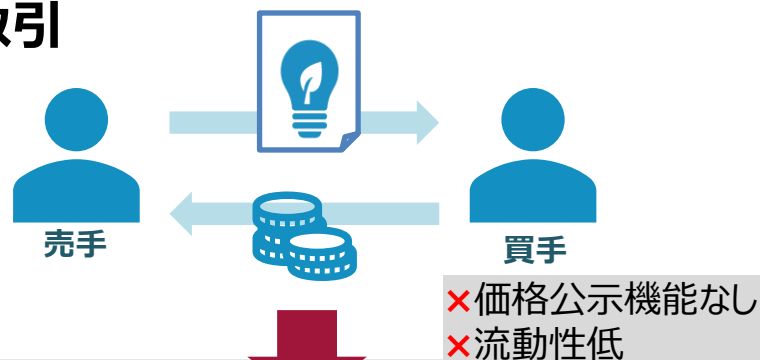


※入札の詳細について、制度事務局HPをご覧ください。

【参考】カーボン・クレジット市場実証の概要

- カーボン・クレジットの活用は、炭素削減価値の移転により社会全体での費用効率的な排出削減を実現しつつ、取引価格が企業の脱炭素投資の目安として機能する点で重要。
- 一方、国内クレジットは相対取引が主であり、流動性の低さと価格公示がされない点が課題。
- そのため、令和3年度補正予算事業において、経産省から東京証券取引所に委託し、昨年9月から本年1月末まで国内事業者間で多く取引されているJ-クレジットを対象とした取引所取引を試行的に実施。市場設計に向けた技術的検討を行い、来年度からの市場の立ち上げを目指す。

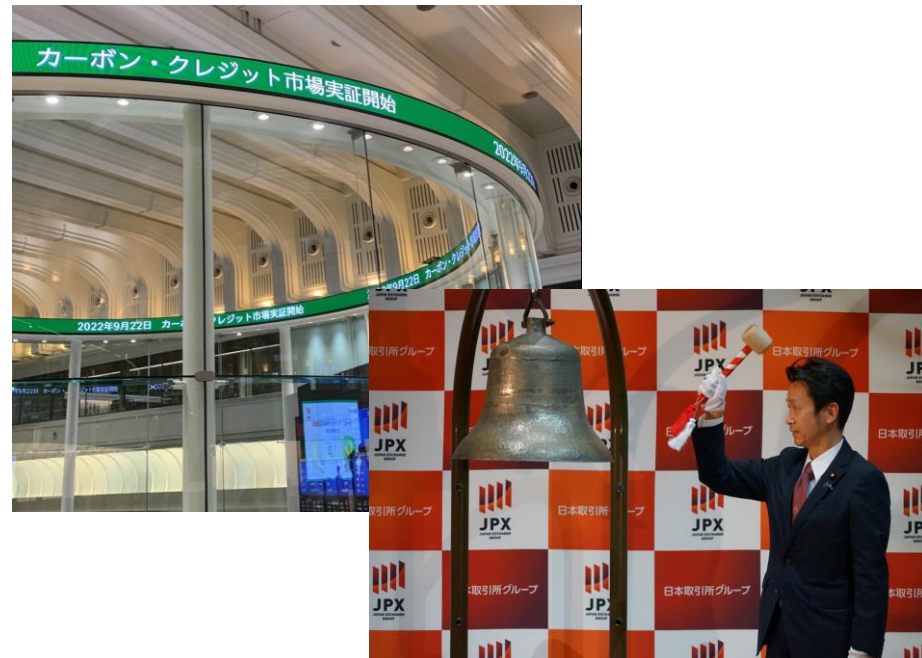
相対取引



取引所取引 (実証)



▼9/22に実証開始のセレモニーを開催



クレジットの活用（使用）

- J-クレジットは国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取り組み等、様々な用途への活用が可能。近年、活用量・需要規模が大きいのは「小売電気事業者の排出係数の調整」と「CDP及びRE100への報告」。
- 温室効果ガス排出の削減や再エネ電力の調達について、自社の努力だけでは賄うことができない部分をJ-クレジットを活用してカバーすることが可能。

カーボン・オフセット

製品・サービスに係るCO₂排出量をオフセット(=カーボン・オフセット)することで、差別化・ブランディングに利用可能です。

CSR活動

J-クレジットの購入をとおして、日本各地の森林保全活動や中小企業等の省エネ活動を後押しすることができます。

温対法・省エネ法の報告への活用等

温対法・省エネ法の報告への活用や、各種企業評価調査等においてJ-クレジット購入をPRすることで企業評価につなげることができます。

ビジネス機会獲得・ネットワーク構築

J-クレジット購入を通して構築された企業や地方公共団体との新たなネットワークを活用し、ビジネス機会の獲得や新たなビジネスモデルの創出につなげることができます。

活用方法の制限、各活用方法について、詳しくはこちら⇒
<https://japancredit.go.jp/case/outline/>



活用方法(用途)	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
カーボン・オフセット	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※2	○※1※3	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※2※5	×	×	×	×
SHIFT・ASSET事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成	△※6	△※6	△※6	○	△※6

- ※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なります。
- ※2 他者から供給された電力(Scope2)に対し、再エネ電力由来の「J-クレジット」を再エネ調達量として報告できます。
- ※3 他者から供給された熱(Scope2)に対して、再エネ熱由来の「J-クレジット」を再エネ調達量として報告することが可能です。
- ※4 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告できます。
- ※5 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点。
 ・自家発電した電力(Scope1)には再エネJ-クレジット使用不可。
 ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内(オフグリッド内)の別会社が設置した発電設備由来の電力(Scope2)に対して再エネJ-クレジット使用不可。
- ※6 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出した「J-クレジット」は対象外。制度記号が「JCL」のJ-クレジットが使用可能です。
- ※7 本表は、J-クレジット制度事務局が調査した結果を記載しております。活用先のルール変更などにより取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用においては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。

J-クレジット制度の概要と最新動向

- ① 制度概要
- ② J-クレジットの創出
- ③ J-クレジットの売買・活用（使用）
- ④ **新方法論**
- ⑤ 当局の取組

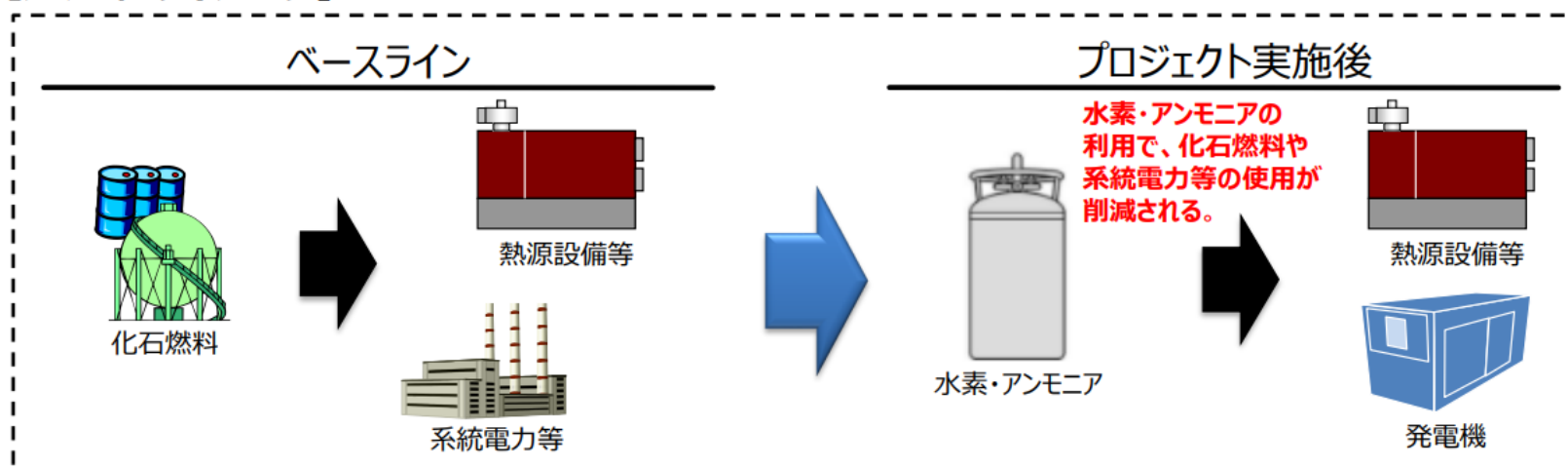
GXリーグ

参考情報

新方法論① 水素・アンモニアによる化石燃料又は系統電力の代替

- 水素・アンモニアを熱源設備や発電設備を使用することで、化石燃料や系統電力の代替分をJ-クレジットとして認証。
- 使用する水素・アンモニア燃料を製造するエネルギーが、(再エネ由来)であれば再エネ、(非再エネ由来)であれば省エネ、と創出できるJ-クレジットの種類が分類される。

【方法論のイメージ】



水素の製造法 (例)	考慮する付随的排出量			創出されるクレジットの種類
	製造	運搬等 ^{※2}	使用	
電気分解 (自家消費再エネ電力)	× ^{※1}	○	×	再エネ
再エネ熱活用	× ^{※1}	○	×	再エネ
バイオガス改質	× ^{※1}	○	×	再エネ
未利用の副生水素	×	○	×	省エネ
電気分解 (系統電力等 ^{※3})	○	○	×	省エネ
非再エネ熱活用 ^{※4}	×/○	○	×	省エネ
天然ガス改質	○	○	×	省エネ

※1: 製造設備の使用などに係る排出は要計上

※2: 原料の運搬、前処理、キャリア変換、圧縮・冷却、水素・アンモニアの運搬等

※3: J-クレジット制度の要件を満たさない再エネ自家消費などの場合も該当

※4: 廃熱の活用等の場合が“×”に該当

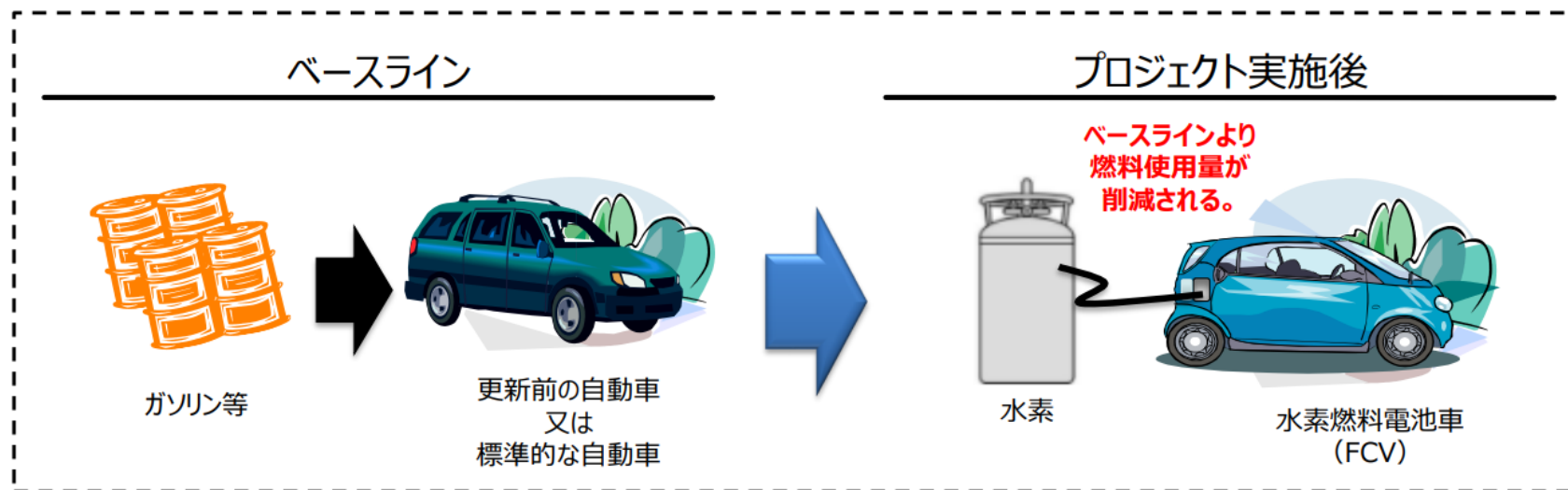
新方法論② 水素燃料電池車の導入

- 水素燃料電池車を導入することで、化石燃料や系統電力の代替分をJ-クレジットとして認証。
- 使用する水素燃料を製造するエネルギーが、(再エネ由来)であれば再エネ、(非再エネ由来)であれば省エネ、と創出できるJ-クレジットの種類が分類される。

【適用条件】

- ①水素燃料電池車を導入すること。
- ②ベースラインの設備 (= 自動車) を特定できること。
- ③プロジェクト実施後の水素充填履歴と重点場所ごとの水素を特定できること。
- ④副生水素を利用する場合、未利用のものであること。

【方法論のイメージ】



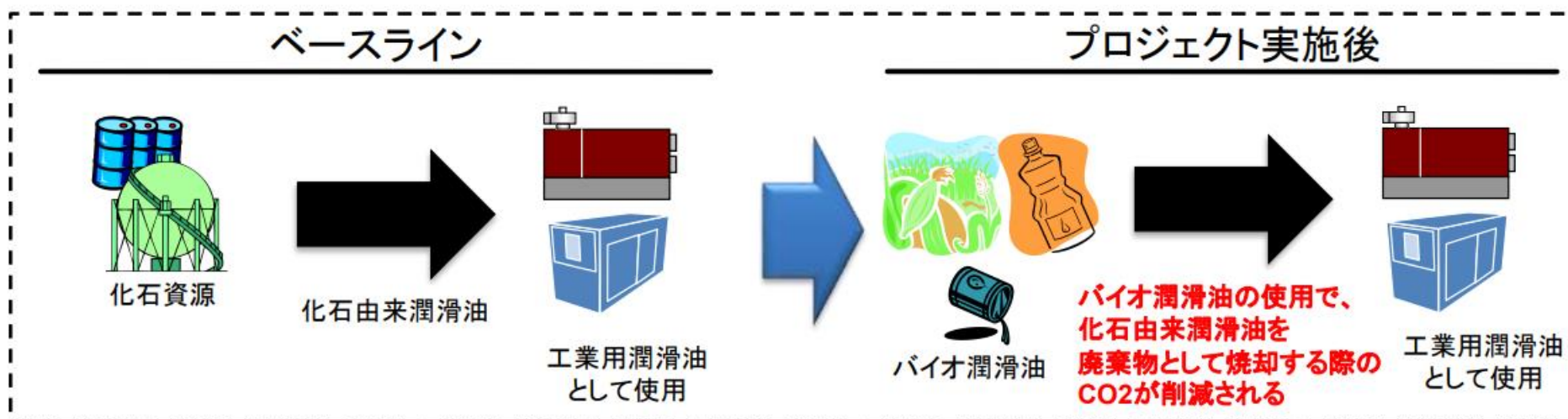
新方法論③ バイオ潤滑油の使用

- 工業用潤滑油としてバイオ潤滑油（バイオマス由来成分を含む潤滑油）を使用することにより、使用済みとして廃棄される化石由来潤滑油の焼却又は原燃料使用に伴うCO₂排出量の削減分をJ-クレジットとして認証。

【適用条件】

- ①工業用潤滑油としてバイオ潤滑油（バイオマス由来成分の量を特定できる工業用潤滑油）を使用すること。
- ②バイオ液体燃料の原料は、未利用の有機資源、資源作物であること。

【方法論のイメージ】



J-クレジット制度の概要と最新動向

- ① 制度概要
- ② J-クレジットの創出
- ③ J-クレジットの売買・活用（使用）
- ④ 新方法論
- ⑤ **当局の取組**

GXリーグ

参考情報

J-クレジット制度パンフレット

- 北海道経済産業局では、J-クレジットパンフレットを作成。
制度の概要やJ-クレジット創出手続に関する情報を網羅。

カーボンニュートラルに向けて
温室効果ガスの排出削減・吸収量を価値化

J-クレジット制度

「J-クレジット制度」は、省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用、適切な森林経営などによる温室効果ガスの排出削減や吸収量を「J-クレジット」として国が認証する制度です。
この「J-クレジット」は売買が可能で、国内で資金循環するしくみを整えることにより、経済と環境の両立を目指しています。

J-クレジット制度

CO₂等の排出削減・吸収量 (J-クレジット) → J-クレジットの売却 (CREDIT) → CO₂ → カーボン・オフセット、CSR活動、温対法・省エネ法の報告への活用 → 資金 → プロジェクト実施前の排出量 (ベースライン排出量) / 削減された排出量 (削減された排出量) → プロジェクト実施後の排出量

J-クレジットとは
プロジェクト実施前の温室効果ガス排出量をベースラインとし、ベースライン排出量とプロジェクト実施後の排出量との差である排出削減量が「J-クレジット」として扱われます (左回参照)。また、森林経営活動等については吸収量が「J-クレジット」として扱われます。

J-クレジットのつくり方

さまざまな排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者となることができます。また、プロジェクトの形態には「通常型」と「プログラム型」の2種類があります。通常型は事業所における削減活動を1つのプロジェクトとして、プログラム型は個人や中小企業等の小規模な削減活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録できます。

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティなど参加事業者には制限はありません。

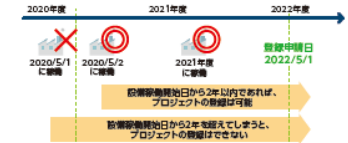
設備導入(新規/更新)のために国または地方自治体から補助金を受けていてもOK

設備導入の際に、他の補助金を受けていても対象となります。ただし、補助金によっては、交付要綱・実施要領等でプロジェクト登録・J-クレジット認証や移転に制限がある場合があります。J-クレジット制度への参加が可能か、交付要綱・実施要領等をご確認ください。

温室効果ガス排出削減を既に実施済みでもOK

申請日からさかのぼって、2年前以降に実施されたものが対象です。

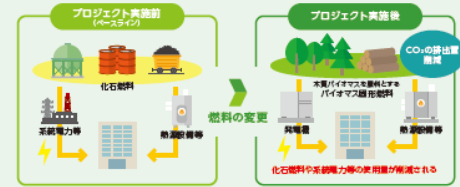
例：登録申請日が2022年5月1日の場合



例に登録申請日が2022年5月1日の場合、2020年5月2日以前に導入した設備が対象となります。登録開始時期は、(工事完了済名称)の(開始)年(月)の順序で検索してください。

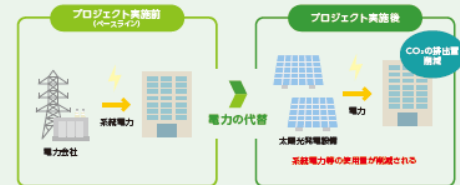
例① バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替

ボイラーや自家発電、コジェネレーションなどの運用を、従来の化石燃料や系統電力に代えて木質バイオマスを原料とするバイオマス固形燃料でおこなう、温室効果ガスの排出量を削減。



例② 太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備を導入し、それによってつくられた電力を自家消費することで、系統電力などの使用量を削減。



J-クレジット活用セミナー

- 当局では、J-クレジットの創出、カーボン・オフセットの推進、地域におけるJ-クレジット制度の認知向上と普及を図るため、道内自治体、事業者向けセミナーを毎年度開催。
- 今年度は11月30日に開催し、会場・オンラインから約200名が参加。

2022年度 J-クレジットセミナー in 北海道

～ 森林・農業分野の J-クレジット創出 ～

参加無料 会場参加:先着 30名
オンライン参加:先着 100名

日時 2022年11月30日(水) 13:30～16:30

会場 ・会場参加 (札幌国際ビル8階「国際ホール」 札幌市中央区北4条西4丁目)
・オンライン参加 (Cisco Webex)

主催 経済産業省
北海道経済産業局
Hokkaido Bureau of Economy, Trade and Industry

第1部 説明会 (13:30～16:00)

「カーボンニュートラルに向けた

J-クレジット制度の活用について」

／経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

「森林クレジット創出拡大に向けた

森林管理プロジェクトの見直しについて」

／農林水産省 林野庁 森林整備部 森林利用課

「J-クレジット制度におけるバイオ炭の

農地施用プロジェクトについて」

／J-クレジット制度事務局

「J-クレジットの創出に向けた支援について」

／北電総合設計(株)

(2022年度 J-クレジット制度推進のための地域支援事業受託者)

「北海道経済産業局からの情報提供」

／経済産業省 北海道経済産業局 環境・リサイクル課

第2部 個別相談会 (16:00～16:30)

(会場参加の希望者のみ、オンライン参加による個別相談には対応できません。)

「J-クレジットってなに?」「カーボン・オフセットってなに?」

J-クレジットは、省エネ設備の導入等によるCO₂などの温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証したもので、カーボン・オフセットや地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の報告など、様々な用途に活用できます。カーボン・オフセットは、自ら削減できないCO₂を、他の人のCO₂削減・吸収量で埋め合わせ(オフセット)することです。



【会場参加の方へ】
新型コロナウイルス感染症
拡大防止のため、下記のご協力をお願いします。

- 咳・咽頭痛等の症状のある方、37.5℃以上の体温の方は来場をご遠慮願います。
- ご来場及びセミナー開催中は常にマスクの着用をお願いします。
- 会場出入口にアルコール消毒液を設置しておりますので、手指の消毒にご協力ください。
- 来場時の体温検測による体温計測にご協力ください。
- セミナー中に適宜、換気を実施しますので、温かい服装でお越しください。



写真1
セミナー会場 (札幌国際ビル国際ホール)



写真2
会場入口に来場者オフセット証明書を掲示

- セミナーでは、制度概要、最新動向の説明、全国の事例紹介のほか、北海道においてJ-クレジットの創出が期待される「バイオ炭」と「森林クレジット」についての紹介を実施。
- J-クレジット創出・購入等に関する個別相談会も実施。

J-クレジット制度 専用サイト

- 当局では、J-クレジットの制度概要や関連するNEWS、道内におけるJ-クレジットの創出事例や活用事例等を発信する「J-クレジット制度 専用サイト」を運営。



J-クレジット制度 専用サイト

J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減量・吸収量を認証する制度です。本制度により創出されたクレジットは、クレジットの売却や購入などにより、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットなど、様々な用途に活用できます。北海道発J-クレジット制度専用サイトは、J-クレジットの創出・活用の参考となる情報や事例を提供します。




「J-クレジット制度」って何？

省エネ設備の導入等によりCO₂等温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

「カーボン・オフセット」って何？

「自ら削減できないCO₂」を「他の人が削減・吸収したCO₂」で埋め合わせること。



ストップ GLOBAL WARMING! 地球温暖化

カーボン・オフセットではじめよう!

- 製品やサービスの数値化・ブランド化
- こんなクレジットがあります!
- CSR対策やSDGsの推進
- 地域の活性化の強力推進

J-クレジット制度とは	お問い合わせご相談	J-クレジット制度 Q&A	どさんCO ₂ (こ)ポートについて	クレジット創出事例	クレジット活用事例	CO ₂ 簡易排出量計算
-------------	-----------	---------------	-------------------------------	-----------	-----------	-------------------------

NEWS

- 22/04/15 クレジット創出事例を更新しました
- 22/04/08 令和4年度J-クレジット制度推進のための地域支援事業の委託先の公募を開始しました
- 22/03/10 《更新》2021年度J-クレジット活用セミナー in 北海道～すぐできる！2050



J-クレジット制度 専用サイト

ホーム > J-クレジット制度とは

J-クレジット制度とは	お問い合わせご相談	J-クレジット制度 Q&A	どさんCO ₂ (こ)ポートについて	クレジット創出事例	クレジット活用事例	CO ₂ 簡易排出量計算
-------------	-----------	---------------	-------------------------------	-----------	-----------	-------------------------

J-クレジット制度とは

J-クレジット制度とは

J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。

認証されたクレジットは、購入することができ、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、さまざまな用途に活用できます。また、クレジット購入代金は、クレジット創出者に還元され、さらなるCO₂排出削減/吸収の取組や、地域活性化等に活かすことができます。

クレジット活用者



J-クレジット制度



J-クレジット制度の概要と最新動向

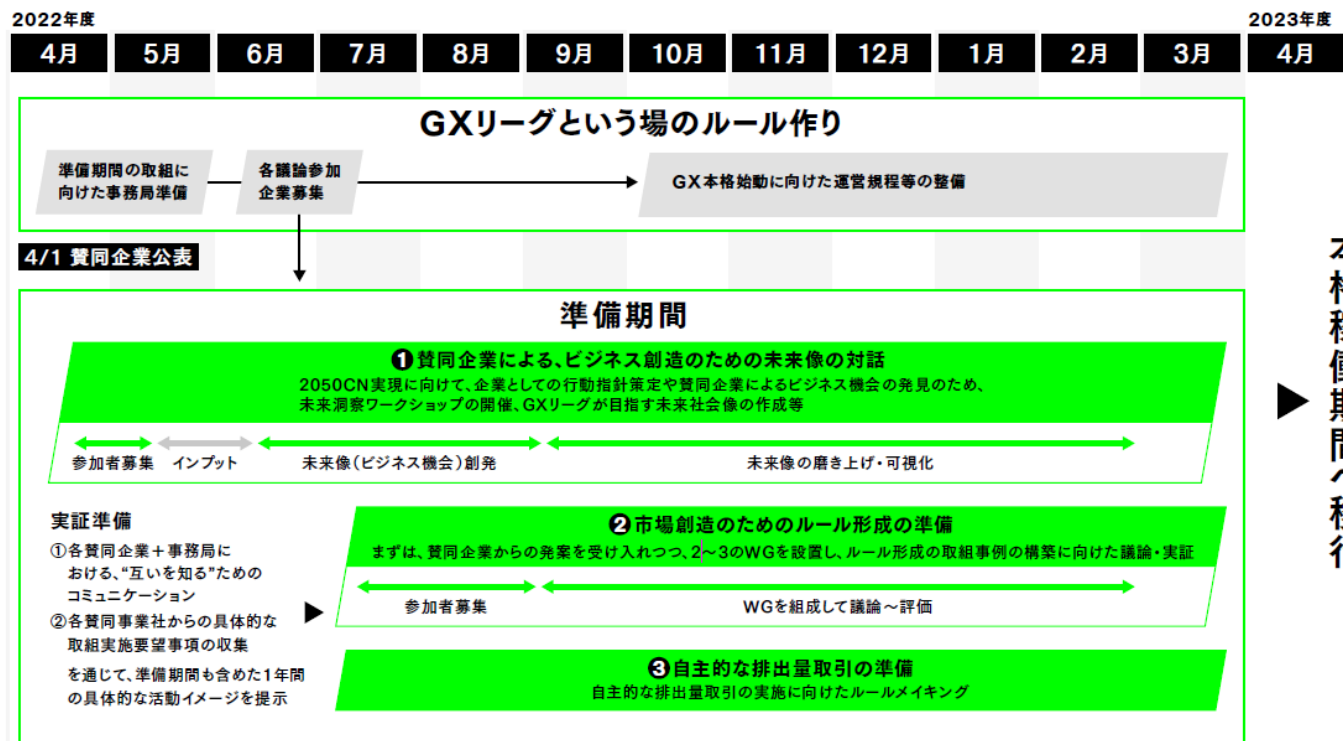
- ① 制度概要
- ② J-クレジットの創出
- ③ J-クレジットの売買・活用（使用）
- ④ 新方法論
- ⑤ 当局の取組

GXリーグ

参考情報

GXリーグについて

- 経済産業省では2022年2月1日にGXリーグ基本構想を発表。
※GXは「グリーントランスフォーメーション」の略。
- 2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革を目指す。
- 2023年4月からの本格稼働に向け、2022年度は準備期間として賛同企業（電力、運輸業等、658社（2022年12月31日現在））をまじえた議論により準備を進めている。



GXリーグにおける主な活動

①ビジネス機会の創造

- C Nを前提とした未来における新たなビジネスアイデアの実現に向け、生活者等とのコミュニケーションや企業間の共創を促進。

②市場ルール形成

- 官民連携でのルール形成の促進に向け、様々なアジェンダに関するWGをGXリーグ内に設置。
- 事務局によるアジェンダ設定だけでなく、参画企業の発意によるルール形成の取組を事務局がサポート。（例、削減貢献等の開示・評価の在り方、グリーン製品の認証ルール 等）

③自主的な排出量取引（GX-ETS）

- 各社が掲げる自主的な排出削減目標の達成に向けたプレッジ&レビューの枠組み。
- 排出量が一定規模以上の事業者は、目標達成の手段として排出量取引を実施。
- 第2フェーズ以降の政府指針策定に向けた議論。

④ベストプラクティスの共有（GXスタジオ）

- 気候変動対応に関する実務上の課題・関心事項について、事例共有・ディスカッションを実施。
- 課題解決に向けた企業間のネットワーキングを促進。

2023年度の活動方針 | 「排出量取引 (GX-ETS)」 の概要

目的

- 社会全体で効率的な排出削減を行うことを目的とし、企業が自ら掲げる野心的な排出削減目標の達成に向けた排出量取引を実施。

実施事項

1. プレッジ



- 国内直接・間接排出 (※) それぞれについて、2030年度及び2025年度の排出削減目標、第1フェーズ (2023年度～2025年度) の排出削減目標の総計を設定
- 目標水準は各社が自ら設定

2. 実績報告



- 国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告
- 排出量の算定結果につき、第三者検証が必要

3. 取引実施



- 排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみ (いわゆる、スコープ1に相当)。自ら設定した直接排出の目標を達成できなかった場合、超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明
- 他社に売却可能な「超過削減枠」の創出は、NDC水準 (※1) を超過削減した分 (※2)
※1 基準年度が2013年の場合、基準年度排出量からの削減率が2023年度27.0%、2024年度29.7%、2025年度32.4%
※2 制度開始時点で、2023年度のNDC水準を超過達成している場合の取扱いは、『GX-ETSにおける第1フェーズのルール』P51以下参照

4. レビュー



- 目標達成状況及び取引状況は、情報開示プラットフォーム「GXダッシュボード」上で公表
➢ 具体的な開示の在り方については、今後参画企業との対話を通じて検討。
- 排出削減と成長に果敢に取り組む多排出企業に対しては、各種支援策との連動を検討

※ 本資料において間接排出とは、エネルギー起源間接排出、いわゆるスコープ2を指す。

適格カーボン・クレジット

◆ 参画企業は、自主目標達成のため適格カーボン・クレジットを使用することが可能。

◆ まずは、J-クレジット及びJCMクレジット（※）を適格カーボン・クレジットとする。

※ JCMについては、現在SHK制度において、パリ協定第6条（市場メカニズム）の実施ルールに係る国際決定を踏まえ活用可能なJCMクレジットを2021年以降の排出削減・吸収の取り組みに由来するものとする案が検討されており、今後この議論の状況を踏まえて扱いを決定。

◆ 2023年度以降、適格カーボン・クレジットに関するWGをGXリーグ内に設置。「カーボン・クレジット・レポート（2022年6月）」において整理された考え方に基づき、今後追加すべき適格カーボン・クレジットの要件を検討。

■ 「カーボン・クレジット・レポート（2022年6月）」におけるカーボン・クレジット活用場面の整理

① 我が国のNDCの達成に資するカーボン・クレジット

> J-クレジット、JCM

② J-クレジット制度によらない国内の炭素吸収・炭素除去系ボランタリークレジット

> Jブルークレジット

③ 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット

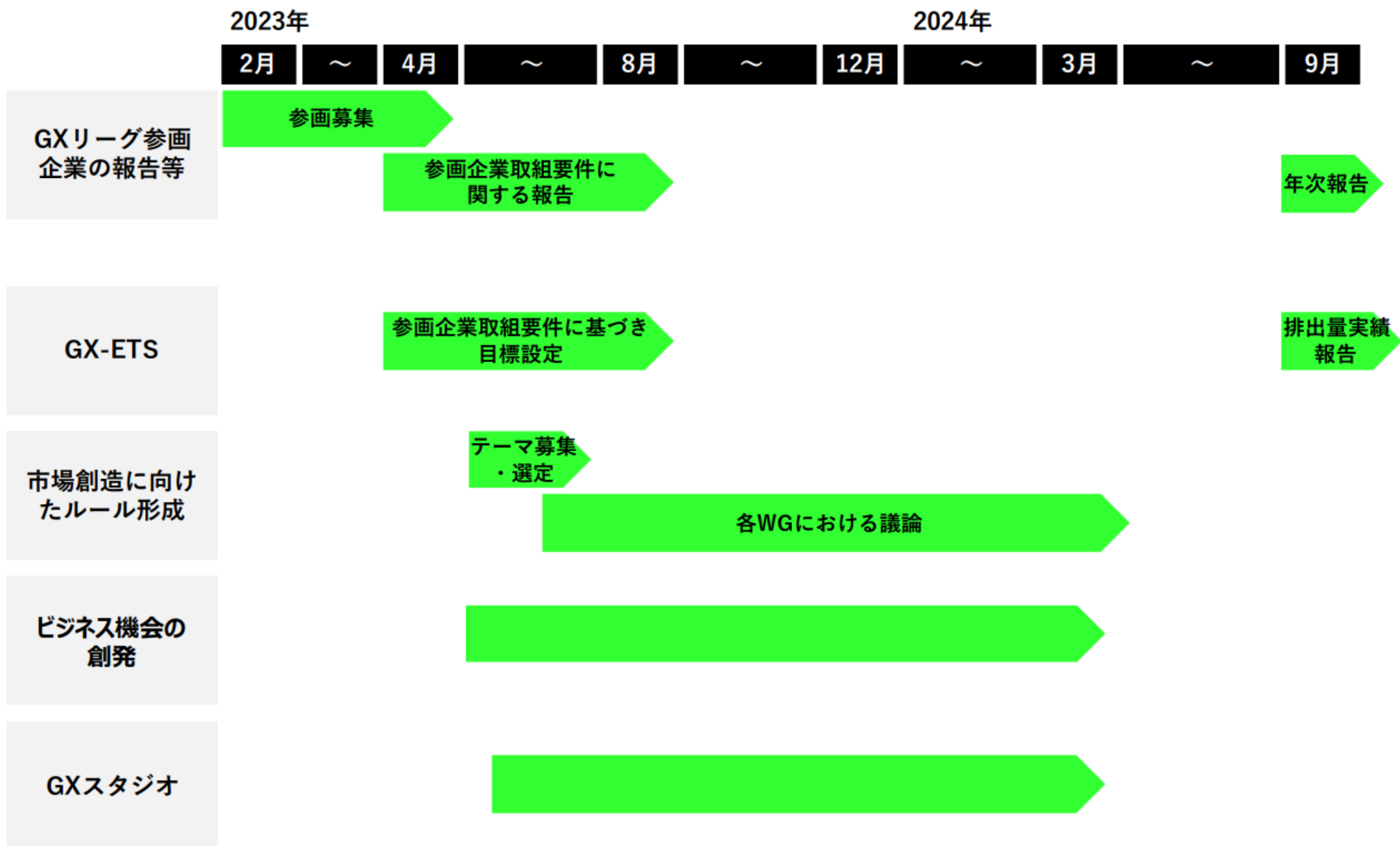
④ 世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット

また、これらのカーボン・クレジットを国内制度において評価する際は、上記分類ごとに下記のような活用方法の整理を行った。

A) 温対法における排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）のように、我が国の企業の排出量を正確に把握することが目的となる制度においては、①に該当するようなカーボンクレジットの活用が認められるべきである。

B) 経済産業省が基本構想を公表したGXリーグの自主的な排出量取引や、国や自治体による公共調達における環境負荷低減評価といった、我が国企業の排出量削減に資する取組を評価することを目的としつつ、より広い観点で将来の除去・吸収の拡大に向けた投資や経済の成長という観点でも価値を持つ取組についても評価することが可能な制度においては、上記の整理における①に整理されるようなカーボン・クレジットだけでなく、②に分類されるような、インベントリという観点で必ずしも国内の排出量への影響を示していないが、将来の除去・吸収の拡大に貢献するカーボン・クレジットや、③に分類されるような、我が国の経済と環境の好循環にも寄与するカーボン・クレジットについても、それぞれの制度の目的を踏まえた上で、活用が認められるべきである。一方で、④に整理されるようなクレジットについては、上記のより広い観点での評価軸に照らしても、同様の活用を認めるべきではない。

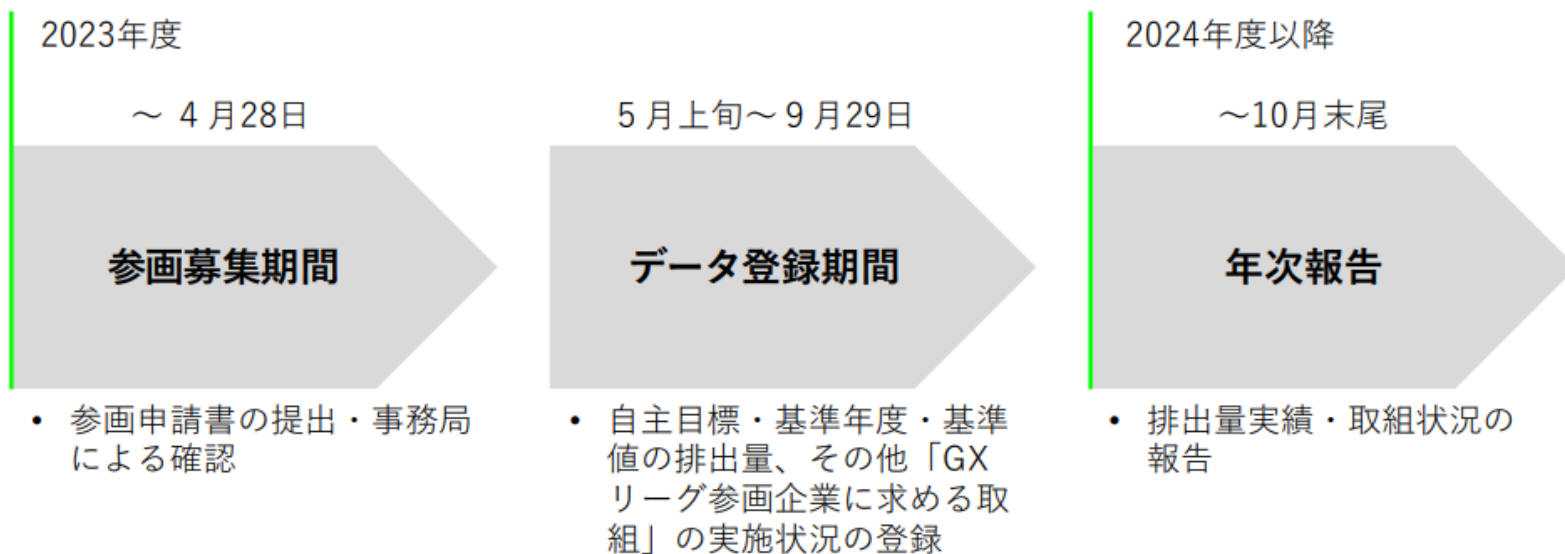
2023年度のスケジュール



GXリーグ参画企業の募集開始

- 令和5年2月1日～4月28日の期間においてGXリーグ事務局は参画企業を募集。
- GXリーグ参画企業には、①自らの排出量削減（GX-ETSにおける削減目標の策定・取組公表）、②サプライチェーンでの取組（サプライチェーン上流の事業者に対する排出量削減の実施等）、③グリーン市場創出（幅広い主体との気候変動の取組に対する対話、グリーン市場拡大の取組の実施等）

GXリーグ参画後のプロセス（概要）



【参画募集期間】（第1フェーズ）
2023年度：2月1日～4月28日
2024年度：1月1日～2月29日
2025年度：1月1日～2月28日

J-クレジット制度の概要と最新動向

- ① 制度概要
- ② J-クレジットの創出
- ③ J-クレジットの売買・活用（使用）
- ④ 新方法論
- ⑤ 当局の取組

GXリーグ

参考情報

GX実現に向けた基本方針についての説明会・意見交換会を開催します

- 北海道経済産業局では、昨年12月に取りまとめられたGX実現に向けた基本方針について、エネルギー政策を中心に説明会・意見交換会を2月15日に開催します。
- 将来のエネルギーの安定供給と産業競争力の強化の両立を図る対策のうち、主にエネルギー政策を中心とした内容を予定しております。

開催概要

【日時】 2023年2月15日（水） 14:00～15:30

【場所】 TKP札幌駅カンファレンスセンター ホール3A
(札幌市北区北7条西2丁目9)

【定員】 会場：50名、オンライン：100名（先着順、参加無料）

【対象】 個人・企業・団体 等

【主催】 経済産業省北海道経済産業局

プログラム

14:00～ 開会・挨拶

14:05～ 「GX実現に向けた基本方針」の説明
説明者：経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課
需給政策室長 廣田 大輔

14:55～ 意見交換

15:30 閉会

申込方法・お問い合わせ先

E-mailにて、所属組織、役職、氏名、メールアドレス、電話番号、会場参加またはオンライン参加を記載し、以下の申込先までお送りください。

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課
TEL：011-709-2311（内線2702、2703）
E-mail：bzl-hokkaido-shigen@meti.go.jp

申込締切：2023年2月13日（月）

当局ホームページ：

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/20230123/index.htm>



【参考】GX実行会議（内閣官房のウェブサイト）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html